

# 会報

 (社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:[info@miyazaki-kenkyo.or.jp](mailto:info@miyazaki-kenkyo.or.jp)

宮崎県建設業協会機関誌  
Monthly Association Construction Industry NEWS

## 2010.4



平成 21 年度「土木の日」(宮崎地区)

開催地：広瀬西小学校

参加機関・団体：宮崎土木事務所 宮崎地区建設業協会ほか

# No.426

---

# 目 次

◇平成22年4月行事予定	1
◇平成22年5月上旬行事予定	2
◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（3月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第12回常務理事会を開催	3
2. 建設業法施行規則等の改正について	5
3. 下請債権保全支援事業について	6
4. ワンストップサービスセンター事業拡充のご案内	7
◇雇用改善コーナー	
1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内	8
2. 建設教育訓練助成金のご案内	10
◇協同組合	
1. 平成22年4月1日から下請セーフティネット 債務保証制度【債権譲渡契約】が変わります！	12
◇技 士 会	
1. 1級・2級学科試験受験準備講習会のご案内	14
2. 1・2級土木施工管理技術検定試験の「願書受付」について	14
3. 『監理技術者講習会』の日程について	15
4. 建設業従事者の研修会について	16
◇建 退 共	
1. 建退共宮崎県支部からのお知らせ	17
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（2月分）	18
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（2月分）	18
◇建 災 防	
1. 当面の各種技能講習等の開催予定について	19
2. チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る 「振動障害予防対策指針」の改定について	20
3. 宮崎労働局からのお知らせ	20
◇火薬協会	
1. 火薬関係の資格試験日程について	21
2. 受験対策講習会の開催について	21
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（2月分）	22
2. 日本電子認証(株)が「電子入札応援キャンペーン」を実施	23

---



## 平成22年4月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	木			
2	金		小型車両系建設機械（整地・掘削） 運転特別教育（3日まで清武）	
3	土			
4	㊤			
5	月	変貌する入札制度への対策セミナー （宮崎）		
6	火	九州建設業協会 会長会議・専務 理事会議（福岡） 変貌する入札制度への対策セミナー （小林）	型枠支保工の組立て等作業主任者 技能講習（7日まで延岡）	
7	水			
8	木			
9	金	県立産業技術専門校入校式（西都）	高所作業車運転技能講習 （11日まで清武）	
10	土			
11	㊤			
12	月	総価契約単価合意の説明会 宮崎県産業開発青年隊入隊式 （宮崎）		
13	火			
14	水	宮崎県建設業協会監査 宮崎県土木施工管理技士会監査 宮崎県工事評点对策講習会（実践編）	足場作業主任者能力向上教育 （木花）	
15	木	宮崎県建設会館監査 宮崎県建設業政治連盟監査 宮崎県建設産業団体連合会監査	建災防宮崎県支部監査 建退共宮崎県支部監査 建退共事務担当者会議（東京） 基金九州総合厚生年金基金協議会 総会（鹿児島） 車両系建設機械（整地・掘削）運 転技能講習（16日まで清武）	火薬保安協会監査
16	金		基金納入告知書発送	
17	土			
18	㊤			
19	月			
20	火	串間市協会総会	職長・安全衛生責任者教育 （21日まで木花）	組合監査
21	水	宮崎県建設業協会常務理事会 1級土木施工管理試験受験準備講 習会（23日まで）		火薬理事会 全建協連役員会（東京）
22	木	都城地区協会総会		火薬登録講師連絡会
23	金	高鍋・日向地区協会総会	基金企業年金連合会九州地方協議 会事務職員研修会（長崎） 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別 教育（清武）	
24	土			
25	㊤			
26	月	小林・東諸地区協会総会		
27	火	日南・延岡・高千穂地区協会総会	足場の組立て等作業主任者技能講 習（28日まで木花）	保証会社取締役会・参与会（大阪）
28	水	宮崎地区協会総会		
29	木	昭和の日	昭和の日	昭和の日
30	金			

## 平成22年5月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	土			
2	⑩			
3	月	憲法記念日	憲法記念日	憲法記念日
4	火	みどりの休日	みどりの休日	みどりの休日
5	水	こどもの日	こどもの日	こどもの日
6	木	新会長会議		
7	金			
8	土			
9	⑩			
10	月	宮崎県建設業協会理事会 宮崎県土木施工管理技士会理事会	建災防通常代議員会	組合理事会 火薬代議員会

## 県協会ホームページ・会員専用サイト登載項目案内（3月分）

### 【ホームページ】

	項 目	所 管	形 式
1	平成22年度宮崎県産業開発青年隊の隊員追加募集について	宮 崎 県	html

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。

当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

## 県協会 会員の動き

（3月1日～31日）

### 【代表者、組織、所在地等】

地区（市）名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	大 和 開 発 (株)	代表者	境 尚 彦	境 一 成
	(株) 岩 永 建 設	所在地	宮崎市大字本郷北方3073番地	宮崎市大字本郷北方2520番地9

### 【退 会】

地区（市）名	会 社 名	代 表 者 名
宮 崎	(有)岩下コンクリート店	岩 下 博 次
	(株) 白 梅 建 設	中 村 主 民
	(有) 高 砂 建 設	八 田 良 行
	(株) 栗 原 建 産	栗 原 洋 子
	(有) 新 和 建 設	塗 木 久 文
都 城	押 川 産 業 (株)	押 川 恵
	青 木 建 設 (株)	青 木 弘 憲
小 林	(株) 上 山 組	上 山 一 政
高 千 穂	(株) 永 迫 建 設 興 業	永 迫 亮 一

# 宮崎県建設業協会

## 1. 第12回常務理事会を開催

平成22年3月23日（火）13:20より、宮崎県建設会館2階「委員会室」において開会された。

議題については次のとおり

- (1) 平成22年度県協会会長表彰、被表彰者推薦及び総会時の記念講演の開催について

各地区協会から推薦のあった県協会会長表彰被表彰者については、全会一致で承認された。審議結果は次のとおり。



条 項	地 区	被 表 彰 者 名		
第2条3号	宮 崎 地 区	(株)ダイニチ開発	代表取締役	川越 昌廣
	〃	(株)田村産業	代表取締役	田村 努
	〃	(株)仲東建設	代表取締役	後藤 啓嗣
	〃	(株)大塚組	代表取締役	大塚 一太
	日 南 地 区	小野建設(株)	代表取締役	小野 耕嗣
	都 城 地 区	(株)桜木組	代表取締役	櫻木 博巳
	高 鍋 地 区	(有)大岩建設	代表取締役	大山 博文
	日 向 地 区	(株)甲斐建設	代表取締役	甲斐 裕
	〃	(株)黒高組	代表取締役	黒木 耕作
	高 千 穂 地 区	(株)工藤興業	代表取締役	工藤 勝利
本 部	宮崎県建設業協会	専務理事	渡邊 孝明	
第2条4号	都 城 地 区	高野建設(株)	取締役	高野 俊寛
	東 諸 地 区	日栄建設(株)	取締役会長	山崎 一生
第2条5号	東 諸 地 区	東諸地区建設業協会	書記	西田 典子
第4条1号	延 岡 地 区	(株)伊東組		
第5条1号	日 南 地 区	船上建設(株)		谷口 充則
	都 城 地 区	吉原建設(株)		迫田 信秀
	小 林 地 区	(株)東園工務店		田中 幹男
青年部表彰	都城地区建設業協会青年部			

※ 2条3号：役員功労表彰 2条4号：高齢役員表彰 2条5号：団体従業員表彰  
4条：会社表彰 5条：従業員表彰

また、5月21日開催の県協会通常総会における記念講演の開催について、仮題「建設業の生き残りをかけた経営革新」の演題で、北海道地域経済研究所理事長 阿座上 洋吉氏を招聘して講演会を開催することについても全会一致で承認された。



(2) 平成22・23年度県協会役員選出数（案）について

当協会の役員数について、会員数の減少により、現在の54名に対し、48名とする案に対し、都城地区から6名の現状維持と意見が出され、串間地区からは1名減の3名にしたいと意見が出された。

また、監事数についても現在4名に対し3名とする案についても協議された。

さらに、常置委員会として総務・土木農林・建築・労務資材対策の4委員会があるが、常置委員会としてはそのまま残しながら、近年の土木と労務の委員会で同様の議題が多く、当面の間、土木農林委員会の中に労務資材対策委員会を丸める案についても協議された。

協議の結果、修正案を入れて原案どおり承認された。土木委員会と労務委員会は九州協会の委員会もあるので、従来の委員長・副委員として各々残すことになった。

(3) 施工単価の廃止について

九州管内のワーキンググループを設置しての研究の結果、資材及び二次製品等の設計施工単価と実勢価格の乖離が生じており調査内容が実勢にそぐわないことが判明し、経済調査会が発行する書籍「九州版」の廃止と施工単価の調査は行なわないことの報告を行った。

(4) 脇雅史参議院議員の来県に伴う国政報告会と選対本部組織体制について

来る4月1日（木）、県南地区の役員が参集した国政報告会が、都城地区協会での開催を皮切りに、県央は、県協会の会議室で建産連の役員を含め約90名の報告会を、県北地区は、延岡地区協会で開催を予定しており、各地区の役員の参集について協議され、参加協力が要請された。

また、脇雅史後援会組織体制についても、県協会の会長を本部長とし、副会長及び常務理事の方はもちろんのこと各地区役員までは、全員サポーターリーダーとして各人入会金3千円納入の上「夢・国土クラブ」に加入し、各地区の会員については、サポーターとして登録をすることを要請された。

(5) 次回常務理事会開催日時について

次回常務理事会の日程については、4月21日（水）13:00から県建設会館2階「委員会室」において開催と決定した。

なお、新役員による常務理事会を、5月6日12:00から県建設会館2階「委員会室」において開催と決定した。

(6) その他

平成22年度実施予定の「総合評価落札方式の見直し」について概要書を配布し、14:15すべての議題を協議し、終了した。

---

## 2. 建設業法施行規則等の改正について

宮崎県県土整備部管理課

会社計算規則（平成18年法務省令第13号）等の改正により、株式会社の財務諸表の作成方法が変更されることから、建設業法施行規則等について所要の改正が行われました。

これに伴い、建設業者の作成する財務諸表について下記の通り改正されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 主な改正内容

- (1) 貸借対照表の見直し  
「リース取引に関する会計基準」の改正による勘定科目追加、記載要領追加等
- (2) 注記表の見直し  
「会社計算規則」の改正による金融資産の時価評価に関する注記の追加等
- (3) 財務諸表中の用語の整理  
一般の会計慣行にあわせたもの  
例：受取利息配当金→受取利息及び配当金
- (4) 関連告示「建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件」の改正  
「工事契約に関する会計基準」の策定による完成工事高の定義変更等

#### 2 改正後の様式

改正後の様式は、宮崎県庁ホームページに掲載しています。

また、改正概要についても掲載しています。

（宮崎県庁トップページ＞組織別で探す＞県土整備部管理課＞更新情報）

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/soshiki/kendo/kanri.html>

#### 3 施 行

財務諸表の様式については、平成22年4月1日以後に、西臼杵支庁・各土木事務所に提出するものから新様式としてください。

（ただし、注記表は、平成21年4月1日より前に開始した事業年度に関しては、従前の様式を使用することが可能です。）

<p>（お問い合わせ先） 宮崎県県土整備部管理課 建設業担当 TEL 0985-26-7176</p>
---

### 3. 下請債権保全支援事業について

21年度2次補正予算 47億円  
22年度予算(案) 8億円 計55億円

#### 1. 概要

- ・下請建設企業又は資材業者が元請建設企業に対して有する請負工事又は資材代金の債権（手形を含む。）の支払を、ファクタリング会社が保証し、下請債権等を保全。
  - 下請建設企業等が負担する保証料に対し助成（保証料の2/3（年率4%上限））  
（21年2次補正 1億円、22年度(案) 8億円）
  - ファクタリング会社の保証履行による支払額に対し損失補償（支払額の95%）  
（21年2次補正 46億円 建設業債権保全基金）
- ※ 事業を利用する下請建設企業等は、受益者負担として年率1%の利用料を支払
- ・事業期間 平成22年3月～23年3月

#### 2. 保証対象の債権の要件

- ・公共又は民間の建設工事に係る請負工事又は資材代金の債権（手形を含む。）
- ・債権は、下請建設企業からの支払請求段階から保証可能
  - ※ ただし、請求後、元請建設企業が支払通知をする等により支払額を認めるまでの間は、請求額の8割が補償額の上限
- 債権者（下請建設企業等）の要件
  - ・中小・中堅（資本金20億円以下又は常勤従業員1500人以下）建設企業又は資材業者
  - ※ 以下の債務者の要件等を満たせば、一次下請企業に限らず、二次や三次等の下請企業も対象となり得る。
- 債務者（元請建設企業）の要件
  - （注：例えば、一次下請企業と二次下請企業との間の下請工事契約関係では、当該一次下請企業が元請企業となる。）
  - ・当該年度又は前年度の公共工事受注実績があること、
  - ・破産手続開始の申立てがないこと 等

#### 3. ファクタリング会社の要件（要件該当企業を（財）建設業振興基金が認定）

- ・貸金業登録、建設業の実務に関する専門的知見を有すること 等

#### 4. 保証限度額等

- |                        |                                     |
|------------------------|-------------------------------------|
| 1. ファクタリング会社ごとの保証限度額   | → ファクタリング会社の純資産額の25倍を上限             |
| 2. 一の元請建設企業当たりの保証限度額   |                                     |
| (1) ファクタリング会社ごと        | → 5億円（残高）を上限                        |
| (2) 全ファクタリング会社を通じた総合計  | → 元請の純資産額を上限                        |
| 3. 一の下請建設企業等当たりの保証限度額  |                                     |
| (1) 上限額                | → 下請等の規模等に応じ、3億円又は6億円（残高）を上限        |
| (2) 下限額                | → 保証1回当たり100万円を下回らない範囲でファクタリング会社が設定 |
| 4. 保証料率の上限             | → 年率15%を上限                          |
| 5. ファクタリング会社ごとの損失補償限度額 | → 保証限度額に応じて決定                       |

※ ファクタリング会社の資力を踏まえるとともに、公平性の観点から、一部の企業に偏らず幅広く利用いただけるよう、ファクタリング会社ごと、一の元請建設企業ごと及び一の下請建設企業等ごとに債権の支払保証の限度額を設定。

※ 限度額を超える場合等は、ファクタリング会社において債権の支払保証を断ることがある。



## 4. ワンストップサービスセンター事業拡充のご案内

各都道府県等に設置する「建設業総合相談受付窓口」において経営相談を受け付けるとともに、必要に応じて、中小企業診断士等の経営支援アドバイザーを派遣します。

- 建設企業への助成金や支援制度を活用したい。
- 経営方針・経営戦略、資金調達などの相談をしたい。



ワンストップサービスセンター事業では、建設企業の皆様に向けて、以下のようなメニューをご用意しております。

### 支援メニュー

#### 1. 建設企業への情報提供

建設企業の雇用維持・能力開発、成長分野展開、経営革新、基盤強化などを支援する幅広い分野の情報（※）を一元的に紹介します。

（※）建設業支援（国土交通省関係）、雇用支援（厚生労働省関係）、中小企業支援（経済産業省関係）、就農支援（農林水産省関係）などの情報

雇用調整助成金、建設教育訓練助成金等の各種支援制度に関する情報提供も実施！

建設企業の方ならどなたでもご利用いただけます。

#### 2. 経営相談

情報提供に加えて、さらに、

- 中小企業診断士、公認会計士、社会保険労務士等の建設業経営支援アドバイザーが、経営方針、成長分野展開、財務分析・経営診断、資金繰り、労働・社会保険、教育訓練、安全衛生など、幅広い内容の経営相談に応じます。
- 3時間程度の相談を2回まで無料でご利用いただけます。  
（御社にアドバイザーが訪問し相談を伺います。）

成長分野展開に関する相談は、4回まで無料で実施！

### ご相談はこちらへ

- （財）建設業振興基金 構造改善センター  
TEL 03-5473-4572/FAX 03-5473-4594  
<http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/>
- 各地方の国土交通省地方整備局等（建設産業課等）
- （社）全国建設業協会及び各都道府県建設業協会
- （社）建設産業専門団体連合会及び各専門工事業団体

# 雇用改善コーナー

## 1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内

### 助成金を利用して働きやすい 職場づくりをしませんか？

雇用改善実施計画を作成し、次の事

#### 1 雇用管理責任者等の選任・配置等

※雇用管理研修等は必ず実施又は受講してください。

例えば

- 雇用管理研修や職長研修を受講させる場合
- 各専門工事業団体が実施する「基幹技能者認定講習」を受講させる場合 などに資金の一部が支給されます。  
(支給額…雇用管理研修等の受講ごとに、資金上限5000円/1人1日(6日分を限度))

#### 2 建設労働者の募集・採用を円滑に行うための新たな取組

例えば

- 求人情報誌等へ求人広告を掲載する場合(求人募集と併せて建設業の魅力をアピールするもの)
- 就職説明会を開催、又は就職説明会へ参加する場合 などにその経費の一部が支給されます。  
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

#### 3 高年齢労働者・女性建設労働者の活躍を促進する取組

例えば

- 高年齢労働者等に配慮した処遇制度(継続雇用制度等)や、労働環境の整備をするために検討・調査をする場合 などにその経費の一部が支給されます。  
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

#### 4 魅力ある職場づくりのための取組

例えば

- 工事現場で作業員宿舎を賃借する場合
- 工事現場で食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所、シャワー室を賃借する場合
- 資金体系・退職金制度の整備をするために検討・調査する場合 などにその経費の一部が支給されます。  
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

建設事業主雇用改善推進助成金は、中小建設事業主のみなさまの雇用改善の取組を支援するために平成20年度に新設されました。

雇用管理の課題をご検討されたうえで、下記の助成対象項目を盛り込んだ年間計画を作成し、独立行政法人雇用・能力開発機構の認定を受けていただき、その計画に沿って雇用改善の取組を行った場合、助成金が支給されます（1事業年度につき200万円の支給限度額があります）。

## 業を実施（計画の変更は随時可能）

### 5 期間雇用労働者の雇用改善

- 例えは** ●1ヶ月以上1年未満の期間を定めて雇用される建設労働者の健康診断を実施する場合 など  
にその経費の一部が支給されます。  
(支給額…経費の1/2相当額(50万円を限度))

### 6 社会保険労務士等の利用

- 例えは** ●上記1～5の取組のために社会保険労務士等のコンサルティングを受ける場合 などにその  
経費の一部が支給されます。  
(支給額…経費の1/2相当額(50万円を限度))

## 建設事業主雇用改善推進助成金の活用事例

A社は、管工事業を営む中小建設事業主であるが、会社内の年齢構成が偏っていることから若年技術者の採用のための企業案内を作成するとともに職場環境を整備するため工事現場にシャワー室を設置したいと考えていた。そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ、建設事業主雇用改善推進助成金を利用できることが分かり、併せて、雇用管理責任者の重要性を知り、雇用管理研修も受講することにした。

雇用改善実施計画を作成し、センターへ認定申請を行い、実施時期に応じて（四半期毎）支給請求した結果、年間で当該事業にかかった費用710,000円のうち355,000円の助成を受けることができた。

※事業の内容によって助成金を受けられない場合があります。

(今回の事例の内訳)	
[A社負担額]	[助成額]
企業案内の作成経費	
300,000円(※1)	300,000円×1/2=150,000円(※2)
シャワー室の設置経費	
65,000円(※4)×5ヶ月=325,000円(※2) (※4)=1ヶ月当たりの賃借料	325,000円×1/2=162,500円(※2)
雇用管理研修の受講経費	
10,000円(※5)×1日履+2名=20,000円(※2) (※5)=受講費(雇用管理研修受講)の受講料(受講日額)	10,000円(※6)×0.8=8,000円 8,000円>5,000円(※2)のため 5,000円(※2)×1日履+2名=10,000円(※2) (※6)=認定認定したA社の1人当たり6ヶ月間認定日額 (※2)=認定日額の支給対象額
合 計	
実施経費710,000円 (①+②+③)	助成額355,000円 (※2+④+⑤)

情報の取り扱う助成金についてインターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

## 2. 建設教育訓練助成金のご案内

# 助成金を利用して建設労働者の技能向上を図りませんか？

例えば、従業員に下表の労働安全衛生法に定められた技能講習・教習を登録教習機関に委託して受けさせた場合

技能講習	教習
酸素欠乏危険作業主任者技能講習	クレーン運転実技教習
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	
床上操作式クレーン（5t以上）運転技能講習	
小型移動式クレーン（1t以上5t未満）運転技能講習	
ガス溶接技能講習	
車両系建設機械（ <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <span style="font-size: 2em;">（</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">                     整地・運搬                      ・積込用                      及び掘削用                 </span> <span style="font-size: 2em;">）</span> </div> 運転技能講習	移動式クレーン運転実技教習
車両系建設機械（解体用）運転技能講習	
車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習	
不整地運搬車（1t以上）運転技能講習	
高所作業車（10m以上）運転技能講習	
玉掛け技能講習	

経費及び賃金の一部を雇用・能力開発機構が **助成** します。

※助成に当たっては一定の条件があります。

機構の取り扱う助成金について  
インターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

仕事のエネルギーは、明るい職場から。



## 建設教育訓練助成金（第2種、第4種技能実習）の活用事例

A社は、土木工事業を営む雇用保険料率1000分の18を負担する中小建設事業主であるが、従業員の能力開発のため、講習経費を負担したり、出勤扱いで講習を受けさせる等、資格取得に力を入れている。今回、5名の従業員に「車両系建設機械運転技能講習」の修了を目標に、登録教習機関で6日間の講習を受講させることにした。

そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ建設教育訓練助成金（第2種、4種技能実習）を利用できることが分かった。

受講後（2ヶ月以内）に支給請求した結果、当該講習にかかった費用800,000円のうち500,000円の助成を受けることができた。

(今回の事例の内訳)	
【A社負担額】	【助成額】
<b>第2種（経費助成）</b>	
100,000円（※イ）×5名=500,000円…① <small>（※イ）=1人当たりの受講料100,000円</small>	500,000円×70%=350,000円…③
<b>第4種（賃金助成）</b>	
9,000円（※ロ）×6日間×2名=108,000円 10,000円（※ロ）×6日間×1名= 60,000円 11,000円（※ロ）×6日間×2名=132,000円 合計300,000円…② <small>（※ロ）=受講者（雇用保険の被保険者）の通常の賃金日額</small>	10,000円（※ハ）×0.8=8,000円 8,000円 > 5,000円（※ニ）のため 5,000円（※ニ）×6日間×5名=150,000円…④ <small>（※ハ）=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 （※ニ）=賃金日額の支給率定額</small>
<b>合 計</b>	
<b>実施経費 800,000円（①+②）</b>	<b>助成額 500,000円（③+④）</b>

※建設教育訓練助成金（第2種、第4種）の助成を受けるには、「雇用保険料率が18/1000であること」「受講者が雇用保険被保険者であること」「会社が費用を負担していること」等、一定の条件を満たす必要があります。また、講習の種別や時間数等により助成金が受けられない場合もあります。

### ※平成20年度から建設教育訓練助成金の一部を拡充しました。

#### 【建設教育訓練助成金（第2種技能実習）の主な改正ポイント】

- (1) 機構が別に指定する労働安全衛生法に定められた技能講習・教育及び危険再認識教育について
  - 受講開始2週間前までに行う認定申請の手続きを廃止しました。
- (2) 事業主自らが行う技能実習（特別教育、有資格者に対する再訓練、技能検定の事前講習等）について
  - 登録教習機関に委託して実施する場合も助成対象としました。なお、受講開始2週間前までに認定申請の手続きが必要です。
  - 指導員謝金が1人1時間当たり10,000円の指導員に（社）全国技能士会連合会長が認定した「全技能マイスター」を加えました。
- (3) その他
  - 実習実施日の期間の要件を7日以内から1ヶ月以内に延長しました。ただし、一の技能実習について最長でも6ヶ月以内に修了しなければなりません。
  - 支給請求の期間を受講後1ヶ月以内から2ヶ月以内に延長しました。

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

# 協 同 組 合

## 1. 平成22年4月1日から下請セーフティネット債務保証制度【債権譲渡契約】が変わります！

宮崎県・宮崎市発注工事の債権譲渡契約書が変わります。

主な変更内容 債権譲渡契約書一式  
融資金額計算式 【融資実行金額】

### 債権譲渡が2種類になります！

県・宮崎市発注工事は、新しい債権譲渡契約書及び証書で契約  
上記以外の発注工事は、従来とおりの請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類等 書類名	県、宮崎市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡契約書及び証書	○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○
3. 借入申込書	○	○
4. 工事履行報告書	○	
5. 誓約書		○
6. 連帯保証書		○
7. 請負工事出来高証明書		○
8. 支払状況・支払計画書	○	○
9. 約束手形	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○	
11. 請求書	○	○

県・宮崎市以外での市町村発注では随時、新しい債権譲渡契約書に変わっていきます。

※ 各市町村の変更時期は未定で、決定しだいホームページでご案内を行っていきます。

### 制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

### 融資の対象となる工事

国・県・市町村・公団・事業団・公社等の発注した公共工事

### 便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。特に県、宮崎市、小林市発注工事は「工事履行報告書」を提出していただくだけで保証人は必要ありません。

工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

### 経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

## 制度の基本的な仕組み！

○貸付金利は、貸付け金額に応じ、年2.2%～2.85%です。

※ 事務手数料、0.07%～0.15%が加算されます。

※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500万以下	500万超～ 2,000万以下	2,000万超～ 3,000万以下	3,000万超～ 5,000万以下	3,000万超～ 5,000万以下	1億円超
金利	2.20%	2.85%	2.85%	2.85%	2.60%	2.50%
事務手数料	0.15%	0.14%	0.13%	0.12%	0.08%	0.07%

## 貸付金額！《宮崎県・宮崎市での発注工事》新しい債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金、違約金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含まます）

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算式
99%以下	$(\text{請負額} \times \text{出来高率} - \text{受領済額} - \text{違約金}) \times 90\% \text{ 《担保掛目》}$
100% (完成)	$\text{請負額} \times \text{出来高率} \times 90\% \text{ 《担保掛目》} - \text{受領済額}$

(例) 請負金額1,000万円、前払金400万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=600万円 (1,000万円-400万円)

○貸付金額=270万円  $(1,000万円 \times 80\% - 400万円 - 100万円) \times 90\%$

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金600万円が支払われます。

(1,000万円《請負金額》-400万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金270万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

## 貸付金額！《県・宮崎市以外での発注工事》従来の債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含まます）

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算式	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額
----	--------------------------------

(例) 請負金額1,000万円、前払金400万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=600万円 (1,000万円-400万円)

○貸付金額=320万円  $(1,000万円 \times 80\% \times 90\%) - 400万円$

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金600万円が支払われます。

(1,000万円《請負金額》-400万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金320万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

ホームページでも詳しくご案内致しております。その他ご不明な点等は、お気軽にご相談下さい。

### 宮崎県建設事業協同組合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691

FAX 0985-23-3599

URL <http://www.mk-net.or.jp>

E-mail [info@mk-net.or.jp](mailto:info@mk-net.or.jp)





### 3. 『監理技術者講習会』の日程について

建設業法の一部改正により、平成16年3月1日より講習を受講しなくても「監理技術者資格者証」が更新のみで交付されるようになりました。（但し、公共事業を施工される方は今までどおり受講しなければなりません）平成22年度も昨年に引き続き宮崎県土木施工管理技士会主催で下記のとおり4回開催いたしますので、自分の都合のいい日に受講してください。

日 程	会 場
① 平成22年5月19日（水）	「宮崎県職業能力開発協会」宮崎市学園木花台
② 平成22年8月4日（水）	〃
③ 平成22年11月17日（水）	〃
④ 平成23年2月9日（水）	〃

#### 監理技術者とは

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は「監理技術者」を工事現場に置かなければなりません

「法第26条」

平成22～23年度入札参加資格審査における技術者要件で「②技術者の継続雇用」では

土木一式・建築一式・電気・管	点 数
7点加点対象者のうち、監理技術者資格者証及び同講習会修了証を保有している者	8点
1級土木施工管理技士	7点
1級建築 〃	
1級電気 〃	
1級管工事 〃	
2級土木施工管理技士	3点
2級建築 〃	
2級電気 〃	
2級管工事 〃	

経営事項審査での監理技術者講習会受講者には「6点」加点されるなど、監理技術者を対象とした優遇評価や技術力評価に向けた法改正ができております。

また、Z（技術力評価）における技術者の重複カウントは一人あたり2業種までに制限されるほか、1級施工管理技術者のうち未受講者は「5点」と2段階で評価されるようになった。

**小さな仕事でも精一杯仕事を積み重ねていくことが、次の仕事につながる**

## 4. 建設業従事者の研修会について

平成22年の新しい年度を迎えました。私たちを取り巻く環境は、社会資本整備の縮減や行財政改革、入札改革と依然として厳しいものがあります。今年度は上向きに上昇してもらいたいものです。われわれ技術者は自己啓発に努め、いつでも現場へ出られる態勢を整えておきましょう。

毎年建設業関連に従事している方々の研修を（財）宮崎県建設技術推進機構により行っております。そして多くの方々が受講され現場で職場で、その成果を上げているところであります。

今年度も、下記のとおり研修内容・日程等の計画がなされております。自分の受講したい科目を選んで参加して下さい。

### 平成22年度 研修計画（案）

#### 一 般

月	日	研修内容	日数	受講対象者
4	21	監理・主任技術研修	1	建設・法面・造園等の社員
5	11～12	測量研修	2	建設・法面・造園・地質業の民間技術者
5	26～27	土木施工管理研修	2	建設・法面・造園業の現場代理人
6	9	構造物研修	1	建設・法面・地質・測量設計業の民間技術者
	23	コンクリート研修	1	建設・法面・造園業の現場代理人
7	1～2	橋梁研修	2	測量・地質・の民間技術者
	9	会計検査対策研修	1	測量設計業の民間技術者
9	16～17	舗装研修	2	建設・法面の民間技術者
	30～10/1	地質研修	2	建設・法面・地質・測量設計業の民間技術者
10	14～15	景観研修	2	測量設計業の民間技術者
	28～29	橋梁維持管理研修	2	測量設計業の民間技術者
11	4・10	新技術・新工法研修	2	建設・法面・造園業の現場代理人
計		12講座 13回		

#### CALS/EC

日程	研修内容	回数	受講対象者
8/3～11/26	電子納品研修	10	地質・測量設計業の民間技術者
10/18～10/22	電子入札研修	10	建設・法面・造園・地質・測量設計業の民間技術者
計	2講座 20回	20	

#### その他

日程	研修内容	回数	受講対象者	
7	22	建設業関連（経審・許可）	2	建設・法面・造園・地質・測量設計業の民間技術者
	28	建設業関連（経審・許可）	2	建設・法面・造園・地質・測量設計業の民間技術者
計	2講座 4回			

（注-1）人数制限がありますのでご注意ください。

（参考）入札参加資格審査における技術等評価数値での「研修会等の受講」に出席した場合は1講座当たり「1点」が加算されます。

**小さな仕事でも精一杯仕事を積み重ねていくことが、次の仕事につながる**

# 建退共

## 1. 建退共宮崎県支部からのお知らせ

建退共は、  
中小企業建設現場で働く方々の  
福祉増進をはかる  
退職金制度を支援します。

### ※ 5つの特徴

- ①国の制度なので安全確実かつ簡単
- ②退職金は企業間を通算して計算
- ③国が掛金の一部を補助
- ④掛金は損金扱い
- ⑤運営費は国が補助



### ◎ 平成21年建退共宮崎県支部の事業概況について

- ①建退共加入企業の数（12月31日現在）…………… 3,383社
- ②建退共被共済者数（手帳を持っている方）(12月31日現在) …… 47,627名
- ③建退共退職金の支払件数及び金額（平成21年中）  
支払件数…………… 1,868件  
支払総額 …………… 14億7,846万円  
1人当たり平均支払額 …………… 79万円

### ☆ 建退共に参加している皆様に

- ①証紙貼付状況（1日310円）の確認を定期的に行いましょう。
- ②現場が変わるときは、手帳を忘れずに受け取りましょう。
- ③建設業界を引退したら、忘れずに退職金を請求しましょう。
- ④退職金は、手帳に貼られた証紙が500日以上で請求できます。

★ 建退共全員加入で明るい職場（加入率のアップ）★  
★ お疲れさまに貼る1枚（手帳更新率のアップ）★

## 2. 建退共宮崎県支部取扱状況（2月分）

建退共宮崎県支部

月別	区分		月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (1月分)
	共 濟 契約者数	被共済者数			冊	件	
1月末計	社 3,396	名 47,707	前年度累計	364,848	39,788	22,771,808	110,436,046
加 入	3	91	当 月 分	814	107	81,473	49,689
脱 退	58	120	本 年 度 分	8,639	1,639	1,276,477	597,773
2月末計	3,341	47,678	累 計	373,487	41,427	24,048,285	111,033,819

注：掛金収納額は22.1月分を表す

# 厚生年金基金

## 1. 事業概況（2月分）

### 1. 適用

(平成22年2月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
354社	3,920	617	4,537

### 2. 給付

裁定状況

(平成22年2月末現在)

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第1種退職年金	5	2,302,000	100	48,415,800
第2種退職年金	15	3,595,500	261	56,758,600
選択一時金	6	3,595,200	99	61,979,600
脱退一時金	10	1,646,500	242	45,316,900
遺族一時金	1	381,600	8	3,515,500

### 3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成22年2月末現在)

信託資産	13,332,315,475 円
合 計	13,332,315,475 円



# 建 災 防

## 1. 当面の各種技能講習等の開催予定について

【各月欄の上段:開催日、中段:講習会場、下段:CPDS登録番号】

講習名	講習月								日数	受講料	テキスト代	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月					
作業主任者	1. 足場の組立て等作業主任者技能講習	27~28 宮崎 (83310)	25~26 都城 (83312)	8~9 延岡 (83313)					2日間	9,000 (8,000)	1,600	
	2. 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	6~7 延岡 (83314)		15~16 宮崎 (83316)					2日間	9,000 (8,000)	1,900	
	3. 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習		18~20 都城 (83317)	1~3 清武 (83318)	6~8 延岡 (83320)				2.5日間	13,000 (5,000)	2,500	
	4. 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習				13~14 清武 (83329)				2日間	9,000 (8,000) (6,000)	1,500	
	5. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習				27~28 清武 (83338)				2日間	9,000 (8,000)	1,800	
	6. コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習					10~11 清武 (83371)			2日間	9,000 (6,000) (5,000)	2,100	
一般教育等	7. 職長・安全衛生責任者教育	20~21 宮崎 (83339)							2日間	10,000 (12,000)	2,000	
	8. 足場の組立て等作業主任者能力向上教育	14 宮崎 (83674)	11 宮崎 (83676)	29 延岡 (83677)	30 宮崎 (83678)	18 延岡 (83679)		7 宮崎 (83680)	1日間	6,000 (8,000)	1,600	
	9. 現場管理者統括管理講習（統括安全衛生責任者）				21 清武 (83761)				1日間	6,000 (8,000)	1,700	
	10. 「土止め先行工法」講習					3 清武 (83683)			半日間	4,540 (6,540)	2,460	
	11. 低圧電気取扱い業務特別教育		28 延岡 (83688)			26 清武 (83690)	28 延岡 (83692)	26 清武 (83693)	1日間	6,000 (8,000)	1,000	
	12. ダイオキシン類作業従事者安全衛生特別教育				23 清武 (83696)				半日間	5,000 (7,000)	1,000	
	13. 石綿取扱い作業従事者特別教育						15 清武 (83700)		半日間	5,200 (7,200)	800	
	14. 振動工具取扱い作業従事者安全衛生教育（チェーンソー除く）			24 清武 (83701)		5 延岡 (83702)	17 清武 (83760)		半日間	6,000 (8,000)	1,200	
	15. 有機溶剤業務従事者安全衛生教育					24 延岡 (83751)			1日間	6,000 (8,000)	1,000	
	16. 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育	23 清武 (83753)		22 延岡 (83758)					1日間	6,000 (8,000)	1,800	
	17. 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転の業務に係る特別教育	2~3 清武 (84579)			2~3 清武 (84580)			1~2 清武 (84581)	2日間	11,000 (13,000)	1,100	
	18. ローラーの運転の業務に係る特別教育								2日間	10,700 (12,700)	1,300	
	運転技能講習	19. 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習	15~16 清武 (84585)	13~14 清武 (84587)	17~18 清武 (84589)	15~16 清武 (84590)		2~3 清武 (84591)	14~15 清武 (84595)	6日間 (2日間)	77,000 (31,000)	1,600
		20. 高所作業車運転技能講習【3日間の内の連日又は隔日の2日間】	9~11 清武 (84609)		11~13 清武 (84610)		20~22 清武 (84611)		29~31 清武 (84612)	2日間	(35,000) (33,000)	1,800
		21. 車両系建設機械（解体用）運転技能講習			26 清武 (84619)					1日間	(10,000)	1,800
		22. 不整地運搬車運転技能講習【3日間の内の連日又は隔日の2日間】		21~23 清武 (84624)				10~12 清武 (84625)		2日間	(31,000)	1,500

### 講習会場について

【清武】宮崎県建設技術センター、【宮崎】宮崎県職業能力開発協会、【延岡】延岡地区建設業協会、【都城】都城地区建設業協会  
留意して頂きたい事項

- 講習種目番号7~18（一般教育等）の受講料の（ ）内は、建災防非会員の受講料です。
- その他の講習種目番号の受講料の（ ）内は、一部科目免除者の受講料です。
- CPDS登録番号は、全科目受講の場合の登録番号です。

### 受講の手続き

- 受講申込みは6ヶ月前から受理しています。なお、記入された氏名・生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- 所定の「申込書」（当支部又は各地区建設業協会にあります）に必要事項を記入の上、お申込み下さい。（FAX可）  
なお、ホームページに記載してあります「申込書」をご利用いただくことも可能です。

## 2. チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る「振動障害予防対策指針」の改定について

チェーンソー以外の振動工具の取扱い等による振動障害の予防については、振動の周波数、振動の強さ、振動ばく露時間により、手腕への影響を評価し、振動障害予防対策を講ずることが有効であること等を踏まえて、今般、国際標準化機構（ISO）等が取り入れている「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」及び「振動ばく露時間」で規定される1日8時間の等価振動加速度実効値（日振動ばく露量A（8））の考え方等に基づく対策を推進するため、厚生労働省が「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」を改定いたしましたので、当協会支部におきましては、本年度から本改定指針に基づいた「振動工具取扱い作業従事者安全衛生教育」を実施致しますので、是非、この機会に受講頂きますようお願いいたします。

## 3. 宮崎労働局からのお知らせ

### (1) 定期健康診断関係の改正について

～平成22年4月1日施行～

- 労働安全衛生法に基づく定期健康診断における胸部エックス線検査等に関する規定が改正されました。
- 胸部エックス線検査については、従来、原則すべての方に実施が義務付けられていましたが、下記のとおり、見直しを行いました。

#### 胸部エックス線検査の対象者の見直し

- 40歳以上の方  
→ 全員に実施
- 40歳未満の方  
→ 以下のア～ウ以外の方で、医師が必要でないと認めるときは、省略することができます。  
ア 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の方  
イ 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働かれている方  
ウ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている方

### (2) 労働者死傷病報告書の様式改正について

- 労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません。（労働安全衛生規則第97条）
- 派遣労働者については、派遣元及び派遣先双方の事業者がそれぞれ所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出する必要があります。
- 今般、労働者死傷病報告（休業4日以上に係るもの）の様式が改正され、平成22年4月1日から、派遣元の事業者は、派遣先の事業場の郵便番号を記入することとなりました。

# 火 薬 協 会

## 1. 火薬関係の資格試験日程について

平成22年度の火薬類取扱保安責任者試験（甲種、乙種）、火薬類製造保安責任者試験（丙種）は、下記の日程で実施されます。

(1) 甲種、乙種、丙種試験の日程

- 願書受付 平成22年6月22日（火）から同年7月1日（木）まで
- 試験日 平成22年8月22日（日）
- 試験場所 宮崎サザンビューティ美容専門学校（宮崎市老松2丁目1-17）

(2) 受験用の火薬関係法令集、火薬管理技術学、試験問題集は、協会で販売しています。

(3) 試験願書や試験案内等は、宮崎県火薬保安協会にお問い合わせください。

試験願書等は、県内各地区の建設業協会にも準備しています。

※試験願書や試験案内等の送付を希望される方は、宮崎県火薬保安協会に申し込んでください。

## 2. 受験対策講習会の開催について

(1) 開催場所 宮崎県建設会館5階会議室

(2) 開催月日 平成22年7月15日（木曜日～技術）、16日（金曜日～法令）  
両日とも09：00～16：30

※養成講習は、有料で事前申込みが必要です。

会員は、20,000円、非会員は、23,000円（テキスト代を含む）

### 合格への早道

昨年までの試験結果では、受験対策講習の受講者と未受講者の合格率に大きな差があります。昨年の試験結果は、次のとおりです。

区 分	養成講習受講者	養成講習未受講者	合 計
受 験 者 総 数	22名	80名	102名
合 格 者 数	12名	40名	52名
合 格 率	55%	50%	51%

※問い合わせ先 宮崎県火薬保安協会（TEL 0985-25-4678）

**火薬類 守っていますか 作業の基本 心の油断が 招く事故**

# 保証会社

## 1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（2月分）

西日本建設業保証(株)  
宮崎支店

### I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成21年度	322	▲40.3%	7,743	▲30.9%	5,029	2.3%	142,508	3.8%
平成20年度	539	51.4%	11,211	▲15.0%	4,915	▲7.6%	137,350	▲5.0%
平成19年度	356	▲18.9%	13,190	32.2%	5,321	▲11.4%	144,518	▲12.9%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

### II. 発注者別の状況

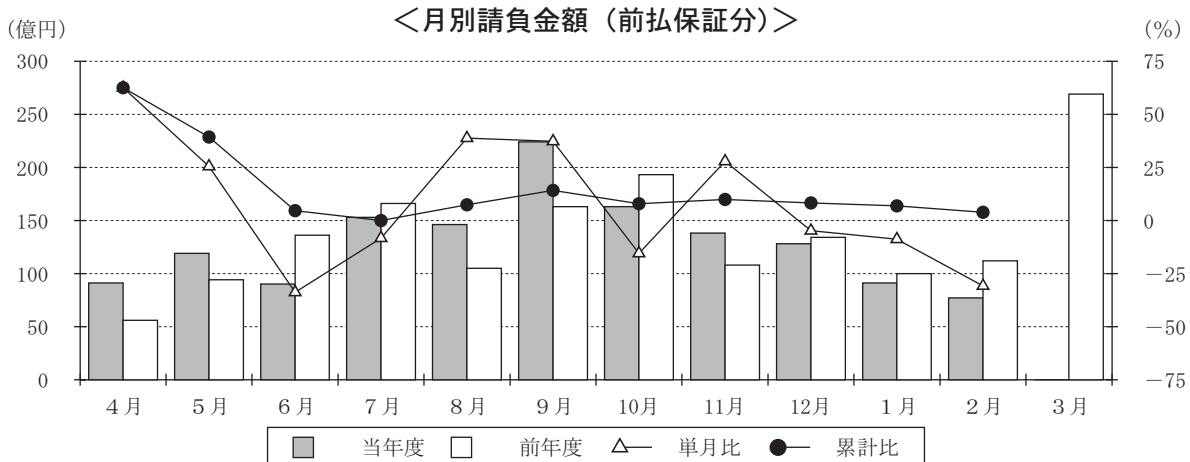
(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	15	2,688	▲5.0%	34.7%	399	39,266	6.6%	27.5%
独立行政法人等	3	27	▲98.6%	0.4%	73	10,994	▲16.6%	7.7%
県	147	2,886	▲39.4%	37.3%	1,777	42,915	3.0%	30.1%
市 町 村	150	1,851	20.9%	23.9%	2,726	45,261	6.7%	31.8%
そ の 他	7	289	122.4%	3.7%	54	4,070	25.6%	2.9%
計	322	7,743	▲30.9%	100.0%	5,029	142,508	3.8%	100.0%

### III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	56	1,554	▲56.9%	20.1%	1,012	31,775	▲7.4%	22.3%
高 岡	11	121	▲74.3%	1.6%	185	3,953	▲11.0%	2.8%
西 都	22	336	▲40.1%	4.3%	288	6,170	21.6%	4.3%
高 鍋	13	344	▲17.2%	4.4%	262	15,415	104.3%	10.8%
日 南	27	1,998	116.4%	25.8%	353	10,402	▲16.5%	7.3%
串 間	10	84	▲23.2%	1.1%	178	2,428	▲18.6%	1.7%
都 城	25	540	▲4.7%	7.0%	646	13,221	▲3.4%	9.3%
小 林	31	373	▲43.5%	4.8%	507	13,144	33.6%	9.2%
日 向	59	1,173	▲12.5%	15.2%	711	17,248	▲6.5%	12.1%
延 岡	33	683	▲69.4%	8.8%	489	21,817	▲2.4%	15.3%
西 臼 杵	35	532	68.4%	6.9%	398	6,930	11.3%	4.9%
計	322	7,743	▲30.9%	100.0%	5,029	142,508	3.8%	100.0%





## 2. 日本電子認証(株)が「電子入札応援キャンペーン」を実施

～協会員向けに西日本建設業保証(株)宮崎支店がサービス割引券配布中～

- 本キャンペーンは、平成22年6月30日までにAOSignサービスをはじめて申し込む企業を対象に、期間1年から4年までの全有効期間のICカードについて、1枚あたりの通常価格から最大10,000円を割引くものです(割引率は最大40%)。
- AOSignサービスは電子入札をはじめ、e-Tax(国税電子申告・納税システム)やeLTAX(地方税ポータルシステム)、各種電子申請など多様な用途に対応しており、これから電子証明書を利用する企業に最適です。
- AOSignサービスは平成14年11月の営業開始以来、これまでの累計発行枚数は18万枚を超え、電子入札コアシステム対応ICカードでは最多。「建設業のための認証局」として、北海道、東日本、西日本の各前払金保証事業会社と一体となって建設業界の電子化をサポートしています。

### ◆◆◆「電子入札応援キャンペーン」概要◆◆◆

【対象者】 はじめてAOSignサービスを申し込む企業

【特典】 ICカードを以下のキャンペーン価格にて提供

<1枚あたりの料金(税抜)>

有効期間	通常価格	キャンペーン価格	プライスOFF!!	割引率
1年30日	15,000円	9,000円	▲ 6,000円	40.0%
2年30日	28,000円	20,000円	▲ 8,000円	28.6%
3年30日	39,000円	31,000円	▲ 8,000円	20.5%
4年30日	50,000円	40,000円	▲10,000円	20.0%

【受付期間】 平成22年6月30日まで

【申込方法】 通常の申込書類に加え、「AOSignサービス割引券」(日本電子認証のホームページ、もしくは西日本建設業保証 宮崎支店から入手可能)を同封。

【問合せ先】 日本電子認証(株)ヘルプデスク フリーダイヤル 0120-714-240  
西日本建設業保証(株)宮崎支店 電話 0985-24-5656

### ◆◆◆日本電子認証(株)の概要◆◆◆

【商号】 日本電子認証株式会社

【代表者】 田島敏彦(取締役社長)

【住所】 東京都中央区築地5-5-12 浜離宮建設プラザ3階

【ホームページ】 <http://www.ninsho.co.jp/>

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請下請問わず無記名で補償。
- 元請下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

ココロをつなぐ

## 建設共済

法定外労災補償制度

安心支える、  
大きな力。



### 財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■ 取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

#### 育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>